

7月10日（日）は投票日です

期日前投票も便利です

期日前投票は、午前8時30分から午後8時までです

期日前投票とは

投票日当日に、何らかの用事がある方が、投票所で前もって投票できる制度です。期間、場所は次のとおりです。

※7月2日以降は、どの期日前投票所でも投票できますが、下記の投票期間を必ずご確認ください。

(1) 投票の期間

・神崎市役所本庁

6月23日(木)～7月9日(土) 17日間
午前8時30分から午後8時まで

・千代田交流センター(千代田支所)

・脊振交流センター(脊振支所)

7月2日(土)～7月9日(土) 8日間
午前8時30分から午後8時まで

(2) 投票の場所(3会場のどちらでも期日前投票ができます。)

- 神崎市役所本庁1階 多目的会議室
- 千代田交流センター(千代田支所)1階 多目的室1-1
- 脊振交流センター(脊振支所)1階 多目的室1

事前に入場券の裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」に住所や氏名等を記入してご持参いただくことにより、期日前投票所での受付が短時間で行えます。これまでどおり期日前投票所にも宣誓書は備え付けておりますので、受付時に記入していただくこともできます。

なお、選挙当日(7月10日)に投票される方は、宣誓書への記入は不要です。

また、指定病院等に入院されている方は、病院等で投票できますので、病院の方に申し出てください。手続き等で、わからない点がありましたら、電話でお早めにお問い合わせください。 TEL37-0100

郵便等による不在者投票とは

次に該当する方が、自宅で郵便を利用して投票できる制度です。ただし、事前の登録手続きが必要です。身障者手帳又は、戦傷病者手帳をお持ちの方で、

(1) 両足等に障がいがある人

(障がい程度1～2級又は、特別項症～第2項症)

(2) 心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは

小腸に著しい障がいがある人

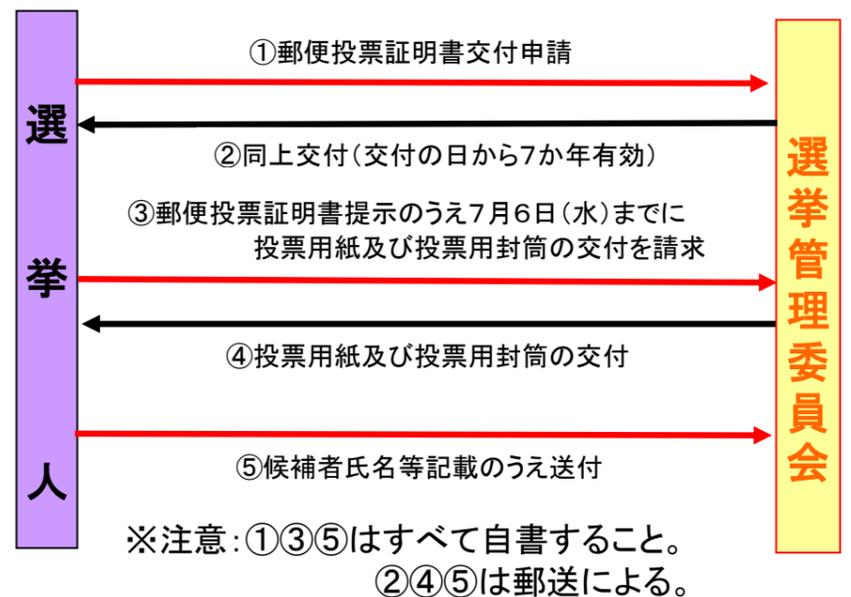
(障がい程度1～3級又は、特別項症～第3項症)

(3) 免疫機能に障がいがある人(障がい程度1～3級)

(4) 要介護状態(要介護5)

※詳しくは、選挙管理委員会へ早めにおたずねください。なお、今回の手続き期限は7月6日(水)までです。

郵便等による不在者投票手続順序



新型コロナウイルス感染症対策

神崎市選挙管理委員会では、安心して投票ができるよう、投票所内での感染予防やまん延防止に取り組めます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

○投票所で行う感染症対策

- ・投票所には手指用の消毒液を設置します。
- ・記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒を実施します。

○投票者の皆様をお願いする感染症対策

- ・投票の際はマスクを着用願います。
- ・鉛筆(シャープペンシル)を持参し投票用紙に記入することができます。

○新型コロナウイルス感染症に感染等されている方について(新設)

新型コロナウイルス感染症に感染等して、宿泊施設等や自宅で療養している方も、一定の要件を満たす場合、郵便等により投票ができます。この方法で投票をお考えの方は、まずは神崎市選挙管理委員会へお問い合わせください。

※ 濃厚接触者の方は特例郵便等投票の対象ではありません。投票のために外出することは「不要不急の外出」にはあらず、投票所で投票できます。

7月10日(日)は

参議院議員通常選挙の投票日です!

当日投票は午前7時から午後8時までです

投票は2種類です

選挙区選挙

クリーム色
(投票用紙)

「候補者名」

比例代表選挙

白色
(投票用紙)

「候補者名」
又は
「政党名」

投票できる人は

平成16年7月11日までに生まれた人(満18歳以上)で、令和4年3月21日以前に住民登録の届出を行い、引き続き神崎市に住所を有する方。

詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。
TEL37-0100

投票入場券は

はがきにより郵送いたします。
「投票できるのに」と思われる方で、投票入場券が届かないときは、選挙管理委員会までお問い合わせください。 TEL37-0100

※ご家族分と一緒に届かない場合があります。
※受付の際、本人確認をするためのものですが、紛失したり忘れても投票することができます。本人確認ができるものをお持ちください。

投票所は

当日投票は、入場券に書いてある投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

開票所は

開票事務は、午後9時より神埼中央公園体育館にて行います。
神崎市中央公民館ではありませんのでご注意ください。

町名	投票所(施設名)	投票区域
神埼町	第1投票所 (神埼小学校講堂)	二丁目、三丁目、四丁目、西小津ヶ里(旧枝ヶ里)、小津ヶ里、永歌、大門、本堀、野目ヶ里、荒堅目、蔵戸、曾根ヶ里、神納、本告牟田、池辺田、山田、鶴田
	第2投票所 (神崎市役所 1階ロビー) ※投票所が中央公民館から変更になっています。	一丁目、協和町、出来町、大依、駅ヶ里、田道、駅通り、平ヶ里、猪面、利田、犬の目、鶴西
	第3投票所 (仁比山小学校講堂)	鶴東、馬郡、石井ヶ里、右原、城原、朝日、竹原、志波屋、東山、三谷、的、小淵、仁比山
	第4投票所 (B&G海洋センター)	尾崎東分、岩田、唐香原、平山、野寄、野田、川寄、柏原、二子、八子
	第5投票所 (西郷小学校講堂)	横武、上六丁、下六丁、戸井土、尾崎西分、伏部
	第6投票所 (姉川東分公民館)	莞牟田、姉川上分、姉川下分、姉川東分、姉川西分
千代田町	第1投票所 (千代田交流センター 1階ホール)	上直鳥、下直鳥、姉、乙南里、新宿、大石、下黒井、上黒井、十条、嘉納、丙太田、丁太田、上地、こすもす苑、ゆとり、詫東、詫西、高志、下板、藤西、又南里、藤東
	第2投票所 (千代田西部小学校体育館)	原の町、境原、上犬童、下犬童、餘江、川崎、東野ヶ里、上西、下西、仲田町団地、仁戸田
	第3投票所 (千代田東部小学校体育館)	黒津、崎村、下神代、上神代、快樂、渡瀬、龍尾、柳島、大島、迎島、出来島、中津、大野、林慶、小鹿、用作、柴尾、小森田
脊振町	第1投票所 (脊振交流センター 1階多目的室1)	広滝東、広滝西、広滝下、鹿路の一部(旧東鹿路)
	第2投票所 (ふれあい館せせらぎ)	岩政倉今(旧岩屋、旧政所、旧倉谷)
	第3投票所 (鹿路公民分館)	鹿路の一部(旧鹿路上、旧鹿路下、旧大楮)
	第4投票所 (ひのさと)	鳥羽院(旧鳥羽院上、旧鳥羽院下)
	第5投票所 (服巻公民分館)	一番ヶ瀬(旧一番ヶ瀬下、旧一番ヶ瀬上) 頭服(旧服巻、旧頭野)
	第6投票所 (久保山消防詰所)	久保山(旧白木、旧竜作、旧犬井谷、旧古賀ノ尾、旧田中、旧伊福、旧一谷)、脊振山頂自衛隊

※脊振町第2～第6投票所は、午前7時から午後6時までです。

※ 投票上の注意

投票用紙には、記載する場所に貼られている掲示物を見ながら正確に書きましょう。それ以外の文字や記号は書かないでください。(大切な一票が無効になる場合があります。)